

次世代法に基づく滋賀県農業共済組合 行動計画

当組合では、「すべての職員について仕事と生活の調和を応援すること」を経営の理念の一つとし、職員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組みます。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和17年3月31日までの10年間

2. 内容

- (1) 全職員が夏季特別休暇の期間内（6月1日～9月30日）に5日間を取得するよう措置を図る。

対 策 令和7年5月1日～ 各部署において取得計画を策定し、調整を行う。
令和7年8月31日～ 取得状況を確認し、周知する。